

経営事項審査の主な改正事項 (令和3年4月1日改正)

- ① 技術職員数(Z₁)に係る改正
- ② 労働福祉の状況(W₁)に係る改正
- ③ 建設業の経理の状況(W₅)に係る改正
- ④ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目(W₁₀)の新設

① 技術職員数(Z₁)に係る改正

○改正建設業法において新設された**監理技術者補佐は、主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者(※)**
 ○経審上は、主任技術者相当の者より上位であり、監理技術者相当の者より下位である、**4点として評価**

評点	技術職員区分	資格
6点	1級監理受講者	技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者
5点	1級技術者	技術者を対象とする国家資格の1級を有する者(上記を除く) 技術士法に基づく資格を有する者(上記を除く)
4点	監理技術者補佐	監理技術者を補佐する資格を有する者
3点	基幹技能者等	登録基幹技能者講習の修了者 能力評価基準によりレベル4と判定された者
2点	2級技術者	能力評価基準によりレベル3と判定された者 技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者
1点	その他技術者	技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験を有する者 実務経験による主任技術者

※ この他、監理技術者となる資格を有する者も監理技術者補佐となることができる

② 労働福祉の状況に係る改正

従来

法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している場合に加点

○ 評価対象となる補償制度の提供者

- 全日本火災共済協同組合連合会 (中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者)
 - 公益財団法人建設業福祉共済団
 - 一般社団法人全国建設業労災互助会
 - 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
 - 保険会社 (保険業法第3条の規定に基づく免許を受けて保険業を営む者)
- (平成17年改正保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者)

○ 評価対象となる補償制度の要件

労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、下の①・②の要件を満たすもの

- ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。
- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

- 保険業法に基づいて設立された組織については、保険商品が上記の要件に適合しているかを確認して加点
- 保険会社以外の組織については、上記の4団体の補償制度であって、要件を満たしている契約を加点
 = 補償制度自体は要件を満たしていても、その商品の提供者が保険会社でない場合は、告示に列記されている4団体以外は加点せず



改正後

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加点

2

③ 建設業の経理の状況(W5)に係る改正

企業会計基準が頻繁に変化する中で、継続的な研修の受講等によって最新の会計情報等に関する知識を習得することが重要になってきていることを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者を以下の通り改正

$$\text{公認会計士等数} = (\text{イの人数} \times 1.0) + (\text{ロの人数} \times 0.4)$$

	従来	改正後
イ	・公認会計士となる資格を有する者 (公認会計士となるための登録を受けていることを要しない)	・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 (公認会計士として登録されていることが前提)
	・税理士となる資格を有する者 (税理士となるための登録を受けていることを要しない)	・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者 (税理士として登録されていることが前提)
	・1級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
ロ	・2級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

○ H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる。

○ 経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後のイに掲げた者となる。

3

- 改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況の評価することとした。
- 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。
- 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合により評価する。
- 評点については、以下の算式により算出される数値をもって審査する。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

4

④-2 W₁₀における技術者に関する評価の詳細

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

- 技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。
- CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とする。
- 各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

各技術者のCPD単位

$$\left[\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{}} \right] \div \left[\frac{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}}{\text{}} \right] \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これ切り捨てる。

また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。

- $\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$ の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

5

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

- 技能者数は、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者)は除く)の数とする。
- 技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の数とする。
なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。
- 控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。
- $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。
なお、技能者数 - 控除対象者数 = 0 の場合、 $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値は、0とする。

6

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

W10の評点は、上記の算式によって算出される数値を、左の表にあてはめて審査する予定。

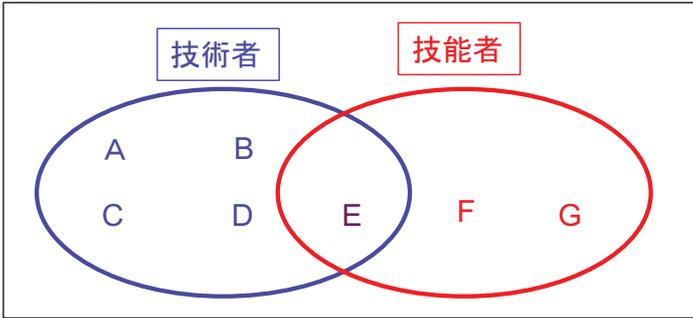
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9 以上 10 未満	9
8 以上 9 未満	8
7 以上 8 未満	7
6 以上 7 未満	6
5 以上 6 未満	5
4 以上 5 未満	4
3 以上 4 未満	3
2 以上 3 未満	2
1 以上 2 未満	1
1 未満	0

7

④-5 W₁₀評点の計算例

(想定)

建設会社Y



- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。
(=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。)

(技術者に係る評価関係)

氏名	認定されたCPD単位	CPD認定団体	別表18の右欄	計算式	各人のCPD単位	CPD単位取得数
A	20	(公社)空気調和・衛生工学会	50	20÷50×30=12	12	115
B	10	(一財)建設業振興基金	12	10÷12×30=25	25	
C	50	(一社)建設コンサルタンツ協会	50	50÷50×30=30	30	
D	31	(一社)交通工学研究会	50	31÷50×30=18.6	18	
E	80	(公社)地盤工学会	50	80÷50×30=48	30	

$$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} = \frac{115}{5} = 23 \quad \rightarrow \quad 21\text{以上}24\text{未満のため、「7」となる}$$

8

④-5 W₁₀の評点計算の例

(技能者に係る評価関係)

氏名	レベル向上の有無	3年前のレベル	技能レベル向上者数	控除対象者数
E	無	レベル2	1	1
F	無	レベル4		
G	有	レベル1		

$$\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者数}} = \frac{1}{3-1} = 50\% \quad \rightarrow \quad 15\%\text{以上のため、「10」となる}$$

(W₁₀の評点)

- 技術者に係る評価、技能者に係る評価、技術者数、技能者数を算式にあてはめると、

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数}+\text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数}+\text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者数}} \right)$$

$$= \left(\frac{5}{5+3} \times 7 \right) + \left(\frac{3}{5+3} \times 10 \right) = 8.125$$

8以上、9未満であるため、W₁₀の評点は「8」となる

9

経営事項審査の主な改正事項

(令和5年1月1日・一部令和4年8月15日改正)

【令和5年1月1日改正】

(1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 1 W1-9 ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の審査基準及び評点
- 2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
- 3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容
- 4 W7 建設機械の保有状況の改正内容
- 5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

【令和4年8月15日改正】

(2) その他改正事項(監理技術者講習受講者の経審上の加点関係)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



(1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」に新設した「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」を合わせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとした。
- また、「建設機械の保有状況(W7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加点対象を拡大・追加することとした。

【改正前】		【改正後】	
項目	評点(最大)	項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)	W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40	①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40	②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40	③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15	④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法廷外労災制度の加入状況	15	⑥法廷外労災制度の加入状況	15
		⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
		⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
		⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5
		⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15
W2 建設業の営業年数	60	W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20	W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30	W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30	W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25	W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15	W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の外に加点対象を拡大)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)	W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5	①品質管理に関する取組(ISO9001)	5
②ISO14001	5	②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)	5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2		(EA21は3点)
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	合計(最高点)	237
合計(最高点)	217		

W1に再編

拡大

追加

新設

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。(詳細は(1)-3参照)

(1)-1 W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち最も配点の高いものを評価(最大5点)

(例)
「プラチナえるぼし認定」
「トライくるみん認定」 を取得している場合
「ユースエール認定」
⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

- ※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する
- ※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象としない

(1)-2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
 - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 - ③ 災害応急工事
- (工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事)
(防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事)

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

(1)–3 W1–10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- W1–10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。
※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない
- 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更することとする。

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
1,900 200 (P点に占めるウェイト:14.32%)	1,900 200 (P点に占めるウェイト:14.59%)	1,750 200 (P点に占めるウェイト:14.40%) ※現行を維持した場合のウェイト:15.44%

係数変更による影響例

	2023/3期	係数の変更	2024/3期	
W点の合計値	100	→	100	○ W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)
(W)	950		875	○ 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、 P点は、約11.25点下がることとなる。
(P)への換算値	142.5		131.25	

参考 現行のP点(総合点)への換算式
 $(W) = W\text{点項目ごとの合計点数} \times \text{係数} \frac{1900}{200}$
 $(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$

(1)–4 W7 建設機械の保有状況の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点
- 現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、加点対象建設機械を拡大

	法令根拠	機種	検査方法
従来の加点対象	建設機械抵当法 施行令	ショベル系掘削機 ブルドーザー トラクターショベル モーターグレーダー	特定自主検査
	安衛法施行令	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査
	ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上)	自動車検査
追加される建設機械	道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
	安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
		解体用機械 高所作業車(作業床の高さ2m以上)	

(1)-5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 環境への配慮に関する取組として、国際標準化機構が定めた規格によるISO14001の登録状況を評価しているところ、脱炭素化に向けた取組が加速する中、環境問題への取組を適切に評価する観点から環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況を加点対象に追加することとした。
- エコアクション21はISO14001に比べ、認定にあたっての審査基準が少なく、また認証手続も簡便であることから、ISO14001の5点より下位の3点とし、いずれの認証も取得している場合には、これらの評点の合算は行わないこととする。

○ W8における各認証の配点

取組	認証名	配点
品質管理	ISO9001	5
環境配慮	ISO14001	5
	エコアクション21	3

※エコアクション21についても国際標準化機構が定めた規格による登録と同様に、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には加点しない

○ 認証の取得状況によるW8の配点表

		ISO9001登録有	ISO9001登録無
ISO14001登録有	エコアクション21登録有	10点	5点
	エコアクション21登録無		
ISO14001登録無	エコアクション21登録有	8点	3点
	エコアクション21登録無	5点	0点

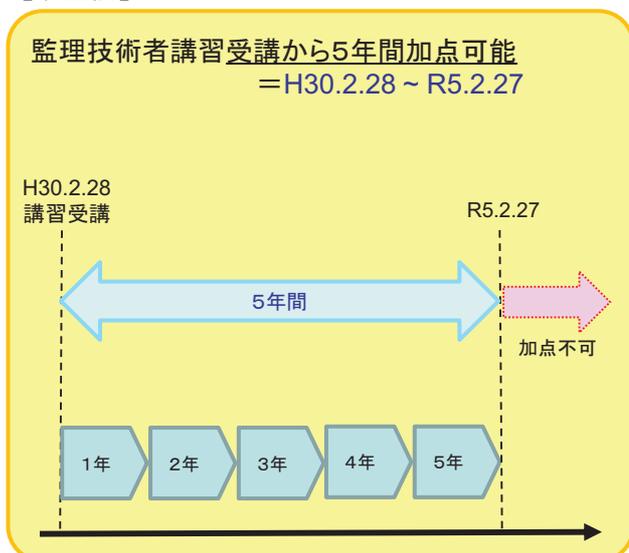
(2) 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

令和4年8月15日以降の申請で適用

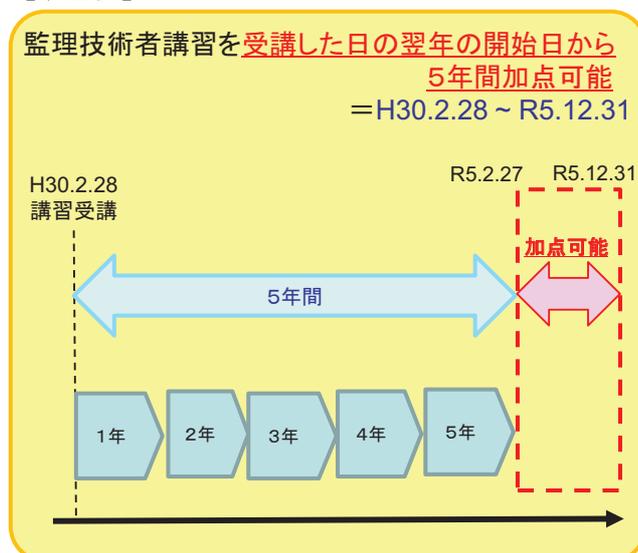
- 技術力(Z)の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としているところ、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じていた
- 加点可能な期間を「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」とした
- この改正は、令和4年8月15日以降の申請に適用する

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】



【改正後】



加点となるのは、次の①と②の要件をともに満たしている場合です。

- ① 審査基準日以前1年のうち、発注者から直接請け負った審査対象工事において
- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出していること

① 審査基準日以前1年のうち、発注者から直接請け負った審査対象工事

⇒ 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事とは**対象期間に元請として契約をした工事(変更契約は除く)**すべてのことを指します。

- (例) ・対象期間中に契約すると**対象工事**となり、竣工(予定)日が対象期間外でも**対象工事**となります。
- ・対象期間前に契約すると**対象外工事**となり、竣工(予定)日が対象期間内でも、**対象外工事**となります。

⇒ 審査対象工事とは、次の(1)～(3)を除く工事です。

(1) 日本国内以外で施工する工事

(2) 建設業法施行令で定める軽微な工事

- ・建設工事1件の請負金額が500万円に満たない工事
- ・建築一式工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事
- ・建築一式工事のうち延べ床面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事

令和5年8月14日以降の審査基準日で申請から適用となります。

(3) 災害応急工事

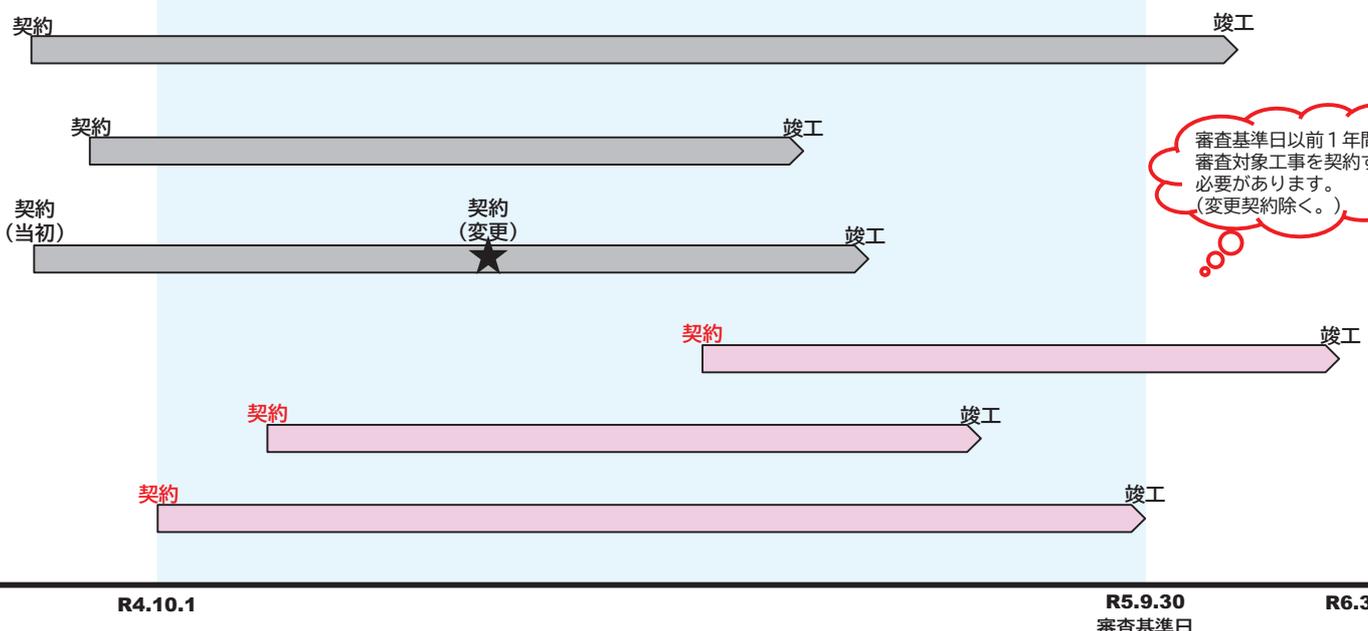
- ・防災協定に基づく契約または発注者の指示により実施された工事

① 審査基準日以前1年のうち、発注者から直接請け負った審査対象工事

(例) 審査基準日が令和5年9月30日の審査対象工事

対象期間 (R5.10.1～R5.9.30)

対象外工事
対象工事



審査基準日以前1年間に審査対象工事を契約する必要があります。(変更契約除く。)

②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施し、誓約書を提出

⇒ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、(1)及び(2)を整備することをいいます。

(1) 建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)において、**現場契約情報の作成と登録**

☑ CCUSにおいて次の内容(=現場情報)の登録を行ってください。

- 現場名 ●組織情報 ●現場連絡先 ●現場事務所住所、電話番号など
- 現場管理者 ●就業履歴蓄積期間 ●発注区分 ●有害物質の取り扱いの有無

※ 上記のほか、**施工体制や施工体制技能者情報等**についても可能な限り登録してください。

☑ 現場情報の登録は、**建設工事に従事する者が現場に入場するまでに実施**してください。

(2) 建設工事に従事する者がCCUSへ直接入力しない方法で**就業履歴を蓄積できる体制を整備**

☑ CCUSへ直接入力しない方法とは次にあげられるものなどです。

- CCUSカードをカードリーダーにかざして就業履歴を蓄積する
- 電話(電話番号やQRコードを使用)をかけて現場への入退場履歴の登録
- 顔認証による入退場の履歴登録 など

※ 詳細については、一般財団法人建設業振興基金の公表資料を確認してください。

☑ 就業履歴を蓄積する措置は、竣工まで行うようにしてください。

3/4

加 点 要 件	評 点
① 審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
② 審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

①民間工事を含む全ての建設工事 (=15点)

- ☑ 民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している
- ☑ (公共工事を1件も受注していない場合)民間工事の全てで該当措置を実施している
- ☑ (民間工事を1件も受注していない場合)公共工事の全てで該当措置を実施している

②全ての公共工事 (=10点)

- ☑ 民間工事の全てで該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している
- ☑ 民間工事の一部で該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している

非該当(=該当しない)場合

- ☑ 次の場合は、非該当(該当しない)になります。
 - 上記(①と②)に該当しない場合
 - 審査対象工事が1件もない(元請はなく、下請け工事のみを受注している)場合

実務経験による技術者資格要件の見直し(一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和)

- 一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間(指定学科卒と同等)の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。(指定建設業と電気通信工事業は除く)
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。※指定建設業は除く

(改正前)

学 歴	実務経験
大 学、短 大 等 (指 定 学 科)	卒 業 後 3 年
高 等 学 校 (指 定 学 科)	卒 業 後 5 年
上 記 以 外	10 年

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(改正後)

学 歴 等		実務経験
学 歴	大 学、短 大 等 (指 定 学 科)	卒 業 後 3 年
	高 等 学 校 (指 定 学 科)	卒 業 後 5 年
技 士 補 技 士	1 級 1 次 検 定 合 格 (対 応 種 目)	合 格 後 3 年*
	2 級 1 次 検 定 合 格 (対 応 種 目)	合 格 後 5 年*
上 記 以 外		10 年

〈機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※〉

(改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

指定学科の卒業生以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

*指定建設業と電気通信工事業を除く

令和5年5月12日の建設業法施行規則改正による一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和に伴い、審査基準日が令和5年7月1日以降の経営事項審査においても加対象が拡大しました。

【対象者①】

○1級の第1次検定合格者(1級〇〇施工管理技士補)又は、第2次検定合格者(1級〇〇施工管理技士)で、対応する建設業の種類※1について合格後3年の実務経験がある者

※1 指定建設業(土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園)と電気通信工事業を除く

例1

有資格コード	資格区分	資格取得(合格)後に必要な実務経験年数	級区分	加点となる建設業の種類	必要な確認書類
113	1級土木施工管理技士		1級(5点)	土と石鋼ほし塗水解 (ただし「解」については、平成28年度以降の合格者が解体工事の実務経験1年以上または登録証	合格証明書
		3年	その他(1点)	左屋夕筋防絶井清	
11H	1級土木施工管理技士補	3年	その他(1点)	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解	1級技士補の合格証明書が必要

1/2

【対象者②】

○2級の第1次検定合格者(2級〇〇施工管理技士補)又は、第2次検定合格者(2級〇〇施工管理技士)で、対応する建設業の種類※2について合格後5年の実務経験がある者

※2 指定建設業(土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園)と電気通信工事業を除く

例2

有資格コード	資格区分	資格取得(合格)後に必要な実務経験年数	級区分	加点となる建設業の種類	必要な確認書類
214	2級土木施工管理技士		2級(2点)	土と石鋼ほし水解 (ただし「解」については、平成28年度以降の合格者が解体工事の実務経験1年以上または登録証	合格証明書
		5年	その他(1点)	左屋夕筋塗防絶井清	
21J	2級土木施工管理技士補	5年	その他(1点)	左と石屋夕筋し塗防絶井水清解	2級技士補の合格証明書が必要

2/2

技術検定 合格発表日

(平成20年度～令和2年度)

試験年度	土木		建築・電気工事		管工事		造園	
	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
H20	H21.1.20	H21.2.17	H21.2.6	H21.2.6	H21.3.6	H21.3.6	H21.3.6	H21.3.6
H21	H22.1.19	H22.2.16	H22.2.5	H22.2.5	H22.3.5	H22.3.5	H22.3.5	H22.3.5
H22	H23.1.18	H23.2.15	H23.2.4	H23.2.4	H23.3.7	H23.3.7	H23.3.7	H23.3.7
H23	H24.1.17	H24.2.3	H24.2.3	H24.2.3	H24.3.7	H24.3.7	H24.3.7	H24.3.7
H24	H25.1.15	H25.2.7	H25.2.1	H25.2.1	H25.2.27	H25.2.27	H25.3.6	H25.3.6
H25	H26.1.14	H26.2.6	H26.2.7	H26.2.7	H26.2.27	H26.2.27	H26.3.5	H26.3.5
H26	H27.1.13	H27.2.5	H27.2.6	H27.2.6	H27.2.27	H27.2.27	H27.3.4	H27.3.4
H27	H28.1.19	H28.2.4	H28.2.5	H28.2.5	H28.2.26	H28.2.26	H28.3.2	H28.3.2
H28	H29.1.17	H29.2.2	H29.2.3	H29.2.3	H29.2.24	H29.2.24	H29.3.1	H29.3.1
H29	H30.1.16	H30.2.1	H30.2.2	H30.2.2	H30.2.23	H30.2.23	H30.3.7	H30.3.7
H30	H31.1.16	H31.2.5	H31.2.1	H31.2.1	H31.2.22	H31.2.22	H31.3.6	H31.3.6
R1	R2.1.16	R2.2.5	R2.1.31	R2.1.31	R2.2.21	R2.2.21	R2.3.4	R2.3.4
R2	R3.3.12	R3.2.3	R3.6.4	R3.1.29	R3.3.3	R3.3.3	R3.3.3	R3.3.3

(令和3年度以降)

試験年度	種目	1級		2級		
		一次	二次	一次		二次
				前期	後期	
R3	土木	R3.8.19	R4.1.14	R3.7.6	R4.1.14	R4.2.2
	建築・電気工事	R3.7.16	R4.1.28	R3.7.6	R4.1.21	R4.1.28
	管工事・造園	R3.10.14	R4.3.2	R3.7.6	R4.1.14	R4.3.2
R4	土木	R4.8.18	R5.1.13	R4.7.5	R5.1.13	R5.2.1
	建築・電気工事	R4.7.15	R5.1.27	R4.7.5	R5.1.20	R5.1.27
	管工事・造園	R4.10.6	R5.3.1	R4.7.5	R5.1.20	R5.3.1
R5	土木	R5.8.9	R6.1.12	R5.7.4	R5.11.30	R6.2.7
	建築・電気工事	R5.7.14	R6.2.2	R5.7.14	R5.12.22	R6.2.2
	管工事・造園	R5.10.5	R6.3.6	R5.7.4	R6.1.5	R6.3.6

注：平成20年度以降の発表日を記載していますが、それ以前の発表日は試験機関にご確認下さい。

○確認書類について

◆「005」で申請の場合

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補である者

次の○の資料をいずれも提出してください。

- 第一次検定の合格を証明する書面の写し(合格証明書や合格通知書等)
- 主任技術者要件を満たしていることが確認できる以下の資料のいずれか一つ

・資格を有する場合・・・合格証明書写し、登録証の写しなど ※この中のいずれか一つ
・指定学科卒業+実務経験の場合・・・卒業証明書及び実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第9号)
・1級第一次検定合格+実務経験の場合・・・上記「○第一次検定の合格を証明する書面の写し」及び実務経験証明書の写し

② 監理技術者要件を満たす者

◆ 監理技術者資格者証が交付されている場合

- 監理技術者資格者証(表面)の写しのみ

◆ 監理技術者資格者証が交付されていない場合

- 実務経験者(指定建設業を除く)は、次の確認資料を全て提出してください。
 - ・実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第9号)
 - ・指導監督的実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第10号)
 - ・卒業証明書の写し
- 国土交通大臣認定者は、認定証の写しを提出してください。

◆「005」以外で申請の場合の例

- ◆ 1 1 3の「土と石鋼舗し塗水解」で申請の場合は「一土施の第二次検定合格証明書」
- ◆ 1 1 3の「左屋夕筋防絶井清」で申請の場合は「一土施の第二次検定合格証明書」(取得後3年以上経過が必要)
- ◆ 1 1 Hで申請する場合は「一土施の第一次検定合格証明書」格者(取得後3年以上経過が必要)

経営事項審査受審についての注意事項

鳥取県県土整備部県土総務課

1 経営事項審査の受審時期等について

予約月の厳守について

早期の日程連絡のため、予約月の厳守にご協力ください。予約はがきが予約月の月末までに届かなければ、受審の意思がないものとして取り扱うことがあります。

以下の受付月よりも受審を早めることは可能ですので、希望があれば予約はがきにご記入ください。

例年、他団体の入札参加資格審査申請書（指名願）に添付するため、「早く（〇日までに）経審の結果通知がほしい」という依頼がよくあります。そのような場合、必ず希望月を記入し、受付月より早めにはがきを送付し、余裕をもって受審してください。

決算月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
審査予約月（期限）	2	3	3	4	5	5	7	8	8	9	10	11
審査受付月（予定）	4	4～5	5～6	6～7	7～8	7～9	9～10	10～11	10～12	11～12	12	12～1
通知有効期限（月末）	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

※原則、経営事項審査結果通知の有効期限の前月までには受審することとする。

2 書類の不備とその対応について

(1) 近年、書類の不備が非常に多く、審査やその後の修正に多大な時間がかかるケースがあります。審査に影響を及ぼす以下の例のような場合、受け付けないことがあります。書類を作成し直す、経営状況分析を受け直す等、書類を揃えた上で、改めて受審してください。

例：確認書類・提出書類が揃っていない。

工事経歴書に記載が必要な工事件数が何件も不足している。

兼業事業を完成工事高に含めている（例年多いケース）。

(2) 担当者名には、必ず、内容について責任を持って説明、回答ができる方を記載してください。回答できない場合、審査が進まないの、受け付けない可能性があります。

3 工事の振り分けについて

(1) 土木一式工事

土木一式工事ではないものを挙げている事例が見受けられます。工事内容確認のため、工事経歴書に記載されている以外の工事についても審査の際に、元請と下請が何件ずつあるのか、最小金額の工事はいくらか等、お聞きすることはあるので回答のご準備をお願いします。

(2) 建築一式工事

元請の専門工事（大工工事、内装工事、防水工事等）を含めているケースが例年非常に多くあり、修正を求めています。元請であっても総合的な企画調整（＝一式）をしていない工事は、各工種に振り分けてください。総合的な企画調整を行う工事内容であることがわかる資料を求めることがあります。専門工事のみと思われるものが建築一式工事に振り分けられている場合、再度一から内容の精査をして完成工事高を修正していただきます。

★例①壁の塗り替えをするときに足場を組んだ→塗装工事

- ②クロスの張り替えをするときに照明のスイッチも変えた→内装工事
- ③建物の軒先の雨樋を取り付けて玄関口の足元をコンクリートで整備した
→とび・土工工事
- ④電気工事をするとともに火災報知器の整備をした
→電気工事または消防施設工事（金額や工事内容の大部分を占めるどちらか）

(3) 常用（常備）・人材派遣

常用（人件費・労務費のみ）は、原則として、工事請負契約ではなく兼業売上です。
人材派遣についても、工事請負契約ではなく兼業売上です。

(4) 県以外の発注工事の発注工種と振り分けについて

- ①県発注→原則として発注工種に振り分けてください。工種が分からなければ、「鳥取県入札情報公開サービス」から過去の工事情報を確認することができますのでご覧ください。
- ②県以外発注（市町村など）→発注工種と経審で判断する工種が異なるときも、発注工種ではなく工事内容の明細をいただいたりお聞きしたりして内容で判断します。

4 機械設備調書について

ショベル系掘削機以外の機械は、自重・容量等が加点要件です。例年、自重・容量等を確認する資料を持参していないケースが多くあります。原則として、特定自主検査記録表を能力の確認資料にはしていません。カタログ等をご準備ください。また、機械の所有の確認資料も必須としています。

5 特定建設工事共同企業体（JV）として受注した工事の工種について

共同企業体として施工した工事について、甲型JVの場合、親子ともに同一の工種に完工高を計上していただく必要がありますので共同企業体間での協議の上、必ず同一工種に振り分けてください。

6 その他の審査項目（社会性等）に係る改正について

(1) 建設業の経理の状況（経過措置の終了）

1級又は2級登録経理試験合格者の加点について、合格した年度又は登録経理講習を受講した年度の翌年度開始日から5年を経過した者については講習を受講している場合に加点となります。

(2) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組状況

①技術職員が取得したCPD単位等が評価対象となりました。

- ・確認書類として、各団体から発行される証明書等を提出してください。

※各団体のHP画面等、受講履歴のみでは単位取得の証明にはなりません。

②CCUS（建設キャリアアップシステム）を利用した「能力評価（レベル判定）」が評価対象となりました。

- ・「技能者数」とは、申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿に掲載された者の人数です。
- ・「技能レベル向上者数」の確認書類として、「能力評価（レベル判定）結果通知書」を提出してください。

7 職員数の確認方法と社会保険・雇用保険について

技術職員及び経理事務士等として記載する職員については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている職員であることが必要です。また、技術職員は、審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がなければなりません。

1 「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている職員」にあたらぬ例

- (1) 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであるため、ここでいう職員には該当しない。
- (2) 「農閑期だけ」又は「この工事が済むまで」というものも雇用期間を限定されたものである。
- (3) 他の従業員が月21日の勤務であるにもかかわらず、当該者が15日の勤務だけでよいというものは、「常時」の要件に欠けると考えられる。また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日6時間の勤務だけでよいというのも、「常時」の要件に欠けると考えられる。
- (4) 監査役は、常勤・非常勤にかかわらず建設業法上役員に含まれておらず、また会社法第335条第2項では、取締役・使用人との兼務が禁止されているため職員に含まれない。

2 「常時雇用」の確認資料（以下のいずれか）

- (1) 健康保険（厚生年金）加入の場合
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- (2) 健康保険（厚生年金）未加入の場合
住民税特別徴収税額通知書、源泉徴収票、賃金台帳 等
(賃金が著しく低い場合は、認めない場合があります。)

3 健康保険等の該当の有無との関連

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無については、常勤職員で加入義務があるにもかかわらず社会保険等に加入していない者が1人でもいると確認された場合、20004帳票その他の審査項目（社会性等）の項番41、42、43は加入無と判断しますので、御注意下さい。ただし、加入義務のある者が1名もない場合（例：社員が役員のみのため雇用保険に加入できない等）は、適用除外「3」を選択してください。

4 社会保険未加入業者に対する対応について

平成24年7月より建設業法が改正され、経営事項審査の社会性の項目から社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入企業への減点措置が厳格化されるとともに、同年11月より建設業許可申請においても加入状況の確認が行われ、許可行政庁から指導文書を送ることとなっています。

この指導が行われた後、期限内に加入の報告がない場合、保険担当部局へ通報し、強制加入手続きがとられます。それでも加入しない場合は建設業許可行政庁から監督処分を行うこととなっています。

※雇用保険の対象年齢制限は、平成29年1月1日からなくなり、これまで加入対象外であった65歳以上の方も保険適用対象となりました。

5 技術職員名簿に記載する技術職員に必要な雇用期間

- (1) 評価対象とする技術職員は「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」でなければならない。
- ・雇用期間が6ヶ月以下である場合は、技術職員名簿に記載することができません。ただし、職員調書（様式第4号）には、備考欄に雇用期間が6ヶ月以下である旨を記載してください。
 - ・必要な雇用期間を満たしているかを確認するため、健康保険証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知証の写しを持参してください。これらに加入していない場合は、源泉徴収票などで確認します。
- (2) 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含めます。
- ・（1）の通常の技術者の確認書類に加えて、継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面（様式第3号。P89参照）を提出していただきます。就業規則で65歳が定年であるといった状況は関係なく、対象年齢の方を書いてください。
 - ・常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則を持参してください。

8 経営事項審査における工事实績の取扱い等について

1 一式工事の取扱い

平成27年度から取り扱いを厳格にしています。

(1) 土木一式工事

工事内容	複数の専門工事の組み合わせで土木工作物を建設する工事で <u>総合的な企画・指導・調整</u> を行ったもの
計上できる請負	原則、元請工事に限る。ただし、下請工事で大規模なものは個別判断とする。
請負金額	元請にあつては100万円以上(消費税込)、下請にあつては500万円以上(消費税込)のものに限る。

(2) 建築一式工事

工事内容	複数の専門工事の組み合わせで建築物を建設する工事で <u>総合的な企画・指導・調整</u> を行ったもの ※ <u>附帯工事</u> により複数の専門工事を施工する場合は、 <u>建築一式</u> に含まない(例：内装仕上工事を主として建具工事を付属して施工する場合など)。
計上できる請負	原則、元請工事に限る。ただし、下請工事で大規模なものは個別判断とし、1,500万円以上(消費税込)とする。
請負金額	条件なし。

2 完成工事高の取扱いについて

(1) 1つの請負契約に係る完成工事高を2以上の工事種類に分割又は重複して計上することはできません。

(2) 入札参加資格審査申請において、審査基準日以降の実績により入札参加資格を希望したもののについて、当該実績を入札参加資格審査申請時の「工事の種類」と異なった「工事の種類」に計上してはいけません。

例：令和6年5月決算で、令和6年11月に完成した工事について、

令和7・8年度入札参加資格審査申請→建築解体の実績として申請、

令和7年5月31日を基準日とした経審→解体工事实績として申請 ⇒できない

※この場合、決算変更届(工事経歴書)と経営事項審査について、建築一式工事の実績として申請すること。

当該事実が認められた場合においては、たとえ過失であっても、経営事項審査または入札参加資格における虚偽申請として取り扱いますので充分ご注意ください。

※「建築解体」の要件に該当する工事を「解体」工事实績とすることまたはその逆は可能ですが、上記のとおり入札参加資格審査申請と経営事項審査において「工事の種類」を一致させる必要があります。

3 工事種類別完成工事高付表について

以下（１）（２）により申請する場合は、「工事種類別完成工事高付表」に記入し、提出してください。

（１）土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）を受審する場合

許可を受けている建設業のうち、別表に掲げる区分において一式工事業以外の建設業（受審業種以外）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

（２）一式工事業以外の建設業を受審する場合

許可を受けている建設業のうち、別表に掲げる区分において、一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る完成工事高に含めることができます。

※前期決算日の経審において（１）または（２）により他業種の完成工事高を含めて申請したが、今期決算日の経審においては当該業種を分割して申請する場合、前期決算日分の完成工事高も分割して計上してください。

→この場合、前期分の当該業種に係る工事経歴書を持参してください。

※今期決算日の経審において新たな業種を申請する場合、その業種の完成工事高が、前期決算日の経審の「その他」の業種として計上されているときは、その金額を今期決算日の経審における当該業種の前期分として計上してください。

→この場合、前期分の完成工事高を確認するため、①工事経歴書の提出、②請負契約書または工事台帳等を持参してください。

4 兼業売上の対象となるものについて

伐開、除雪及び植栽管理等の役務的業務については、完成工事高に含めず、兼業売上に計上してください。近年、これら役務的業務を完成工事高に含めているケースが大変多くみられます。含めた状態で申請された場合、申請を受け付けず、財務諸表の作成し直し、経営分析のやり直しをした上で、改めて受審していただくことがあります。

5 誤解・問合せが多い工事（取扱いは従来どおり）

（１）土木一式工事と管工事と水道施設工事

土木一式	管工事	水道施設工事
公道下等（＝敷地外）の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事	家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事 自治会管理の井戸等も含む	上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事 原則、水道局または市町村が発注したもの（元請・下請問わない）

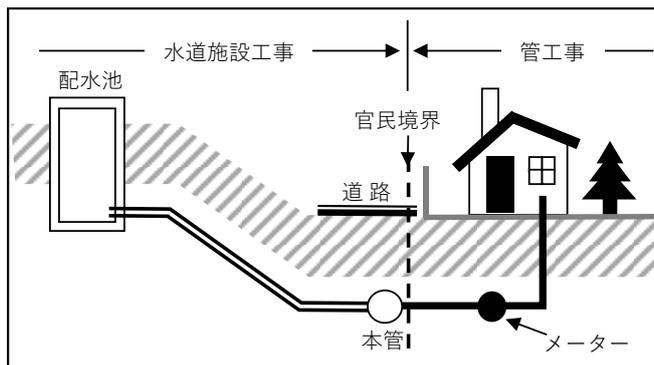
※契約書等で工事内容が不明な場合、工事図面等で確認させていただくこともあります。

上下水道施設の業種区分一覧

市町村(水道局・上下水道課)
発注に限る

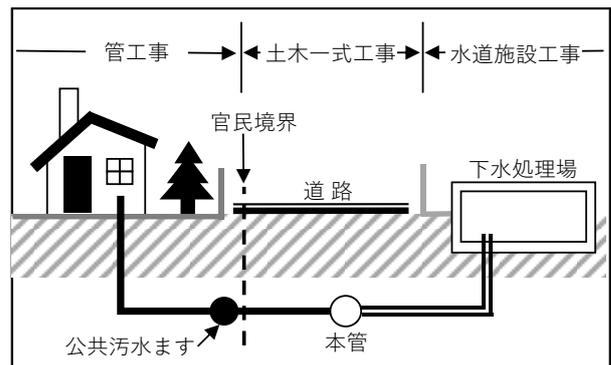
施設区分			業種区分			備考
			土木一式	管	水道施設	
上水道	取水施設	取水堰堤、取水井			○	
	導水施設	導水管			○	
	浄水施設	沈殿池、濾過池 浄水池、滅菌室			○	
	送水施設	送水ポンプ、送水管			○	
	配水施設	配水池 配水管(公道下等)			○	
	給水装置	給水引込管 敷地内配管		○		
下水道	下水道管	家屋等～公共汚水ます		○		
		下水道本管(公道下等)	○			
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、 沈殿池、消毒施設、 汚泥処理施設 (処理場敷地造成工事)			○	
農地用水道、 かんがい用 排水施設等			○			

◎上水道の水道施設工事と管工事の判断基準



◇上水道：道路を掘り起こす場合も「水道施設工事」

◎下水道の管工事と土木一式工事の判断基準



◆下水道：道路を掘り起こす場合は「土木一式」

※○○橋下水道管圧送管改良工事→橋に添架設置する工事。道路下を掘るわけではないので「管工事」

※家庭用浄化槽設置・・・土地・家屋の持ち主が維持管理・整備を行うので「管工事」

※給水管(宅地内)・・・土地・家屋の持ち主が維持管理・整備を行うので「管工事」

(2) 太陽光発電関係の工事

電気工事	太陽光発電設備の設置工事（平地、屋根の上にパネルを設置する等）
屋根工事	屋根一体型の太陽光パネル設置工事

(3) 県入札参加資格における「交通安全施設」について

県の入札参加資格「交通安全施設」の工事实績として認められるのは、不特定多数の一般車両等が通行する公道または私道で、ガードレール（パイプ）、交通標識、カーブミラー、交通情報板等の設置を行うものです。

したがって、宅地等の敷地上に設置する上記施設は「交通安全施設」の実績として認められません。
また、基礎等の設置状況を写真等で確認をする場合がございます。

しゅんせつ工事とは、河川や港湾、湖などの水底にたまった土砂や石などを浚渫船やポンプなどで取り除く土木工事。

【主な工事例】

港湾の浚渫・・・港湾の航路やバースの維持管理、水深の確保など
河川の浚渫・・・河川の改修、洪水対策、水質改善など
湖沼の浚渫・・・湖沼の環境改善、水質浄化、レジャー利用の促進など
埋立地の造成・・・新規土地の造成、工業団地の建設など

【工法】

1 バケツ浚渫（グラブしゅんせつ工法）

バケツ浚渫は、バケツと呼ばれる大型の鉄製の箱を吊り下げ、水底の土砂をすくい取る工法。バケツは、クレーンやショベルカーなどの重機に取り付けられ、水底の土砂を掘り起こす。その後、バケツは水面まで引き上げられ、土砂は船上や陸上に排出される。バケツ浚渫は、比較的浅い水深の浚渫工事に適しており、土砂の種類を選ばずに使用できることが特徴。

2 吸揚浚渫（ポンプしゅんせつ工法）

吸揚浚渫は、水底の土砂を吸い上げて、別の場所に運搬する工法。吸揚浚渫には、主に次の2つの方法がある。

（1）吸揚式浚渫

吸揚式浚渫は、吸い込み口から土砂を吸い込み、パイプラインを通して別の場所に送り出す工法。吸い込み口には、土砂を砕くためのカッターや、土砂を吸い込みやすくするためのノズルが設置されている。吸揚式浚渫は、砂や砂利などの粒径が小さい土砂の浚渫に適している。

（2）カッター吸揚浚渫

カッター吸揚浚渫は、吸い込み口に回転式のカッターが設置され、水底の土砂を砕きながら吸い上げる工法。カッター吸揚浚渫は、粘土やシルトなどの粒径が大きい土砂の浚渫にも適している。

3 水中掘削

水中掘削は、水中ドリルなどの機器を用いて、水底の土砂を掘削する工法。水中掘削は、バケツ浚渫や吸揚浚渫では難しく、岩石や硬い土砂の浚渫に適している。

浚渫工事では、上記の工法以外にも、用途や環境に合わせて様々な工法が用いられます。例えば、環境への影響を最小限にするために、ダイバーによる手作業での浚渫や、水中ロボットを用いた浚渫などが行われることもある。

なお、発注工種が「しゅんせつ工事」の場合でも、上記の工事内容が確認できない場合は、認められない場合があります。

9 提出書類

(1) 経営規模等評価の提出書類

- ① 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書（20001帳票）
- ② 別紙一 工事種類別完成工事高（20002帳票）
- ③ 別紙三 その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）
- ④ 機械設備等調書（該当が無い場合は省略可）
- ⑤ 別紙二 技術職員名簿（20005帳票）
- ⑥ CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）（様式4号）
- ⑦ CPDに係る学習履歴証明書、実績証明書等（審査基準日以前1年間を証明するも）（写し可）
※各認定団体のHP画面の写し等は証明書類とはなりませんのでご注意ください。
- ⑧ 技能者名簿（様式5号）（キャリアアップ等該当者がある場合のみ）
- ⑨ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（該当が無い場合は省略可）
- ⑩ 手数料貼り付け書
- ⑪ 工事種類別完成工事高付表（該当が無い場合は省略可）
- ⑫ 工事経歴書（様式第二号）（新規の場合は(注)4を参照）
- ⑬ 審査基準日直前1年分の財務諸表（新規の場合は(注)4を参照）
- ⑭ 審査基準日における職員調書（入札参加資格申請様式第4号及び第5号）
- ⑮ 税務署受付の税務申告書の内、決算報告書（個人業者にあつては、青又は白色申告書）の写し（貸借対照表～注記表まで）（新規の場合は(注)4を参照）
- ⑯ 法人税確定申告書別表十六(一)(二)他の写し（該当が無い場合は省略可）
（法人税確定申告書別表十六(四)(六)(七)(八)で、減価償却を実施している場合は提出）
- ⑰ 消費税確定申告書の写し（電子申告の場合は確定申告書に、国税庁から送られてくる受付通知（表題：国税電子申告・納税システム－SU00S100メール詳細を必ず添付）（新規の場合は(注)4を参照）
※決算報告書の「売上高」が消費税確定申告書の写しの「課税標準額」を超える場合は、理由（非課税売上の内容）について説明を求めます。
- ⑱ 消費税納税証明書（様式その1：納税金額が入ったもの）〔免税であっても証明書を交付してもらい添付〕（原本）（新規の場合は(注)4を参照）
（電子納税証明書（PDF形式）を直接印刷したものでも可。ただしXML形式は不可とする。
「複写」の表示が無く、QRコードのついたものであること。）
- ⑲ 経営状況分析結果通知書（原本又は写し）
- ⑳ （該当がある場合のみ）監査証明書、会計参与報告書、経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付した書類（原本又は写し）

- (注) 1 経営事項審査の完成工事高及び財務諸表の数字は全て税抜きで記載してください。
ただし、消費税等の免税業者については、全て税込みで記載することとなります。
※入札参加申請書についても同様。
- 2 各書類の提出部数は1部。ただし、お問合せする場合がありますので、会社側控えとして+1部ご準備ください。
 - 3 直前の決算期間が1年に満たない場合は、その前の営業年度に係る財務諸表も提出。
 - 4 経営規模等評価を新規に受審する場合は、⑬・⑭・⑯・⑰・⑱の書類は2年分（完成工事高を3年平均で審査する場合は3年分）を提出。
 - 5 鉛筆での記入は不可。
 - 6 提出書類は、①～⑳の順に綴じて提出。

(2) 経営状況分析の提出書類

【登録経営状況分析機関に提出する書類】各経営状況分析登録機関に確認してください。

10 経営規模等評価の確認書類

(1) 完成工事高・自己資本等に係るもの

- ① 建設業許可通知書（写し可。建設業許可証明書又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の印刷でも可。）
※廃業した業種がある場合、取消通知
 - ② 前年度の経営事項審査結果通知書
 - ③ 審査基準日直前1年分の以下の書類
 - ア 請負契約書（請書、注文書（請書、注文書もない場合は請求書）を含む。）
 - ・工事経歴書に記載した順に整理し、整理番号をつけておくこと。
 - ・JVの工事については、協定書の写し等出資割合の分かるものも持参。
 - ・①「建築一式工事」のうちの建築解体工事および「法面処理工事」「プレストレストコンクリート工事」「鋼橋上部工事」の完成工事高を申請する場合、②工事進行基準適用工事で完成工事高を計上する場合、それぞれ工事内容、該当金額が確認できる書類を持参すること。
 - イ 工事台帳、元帳（アにより確認できないもの、アの金額と違う場合等に確認します）
 - ウ 税務申告書（決算報告書、法人税申告書別表を含む）
 - エ 商業登記簿謄本（当期に資本を増資をした者のみ。変更届提出済みの場合は不要。）
- (注) 新規に経営事項審査を申請する者については、2年分（3年平均で審査する場合は3年分）の工事台帳、請負契約書、税務申告書を持参すること。

(2) 技術職員等に係るもの

技術職員に係る以下の書類

- ア 資格取得者については合格証明書等の写し
 - イ 実務経験者については実務経験証明書（技士補を含む）P82参照
 - ウ 監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
 - エ 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる企業で常時10人以上の労働者を使用している場合にあつては継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則
- (注) ア、イについては、既に県の入札参加資格を有しており、入札参加資格審査申請書、様式第15号により技術職員及び資格を登録しているものについては不要。ただし、審査基準日時点では在籍していたが、申請日時点で退職等により不在のものは持参すること。
- (注) 平成16年4月1日以降、職業能力開発促進法による技能士検定2級に合格した方が技術職員に登録するためには、合格後3年の実務経験が必要です。

(3) 技能者名簿に係るもの（キャリアアップ等該当者がある場合のみ）

- ① 審査基準日時点で進行中の工事に係る作業員名簿
- ② 能力評価（レベル評価）結果通知書の写し

(4) その他の審査項目に係るもの

- ① 項番41 雇用保険加入の有無
※常勤職員で加入していない者が1人でもいると確認された場合は該当無と判断します。
 - ・被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証
- ② 項番42 健康保険加入の有無
※常勤職員で加入していない者が1人でもいると確認された場合は該当無と判断します。
 - ・標準報酬決定通知書（直近のもの）
 - ・健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（年金事務所の受付印分）

③ 項番 4 3 厚生年金保険加入の有無

※常勤職員で加入していない者が1人でもいると確認された場合は該当無と判断します。

- ・標準報酬決定通知書（直近のもの）
- ・健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（年金事務所の受付印分）

④ 項番 4 4 建設業退職金共済制度加入の有無

- ・勤労者退職金共済機構鳥取県支部の発行する建設業退職金共済制度加入・履行証明書

⑤ 項番 4 5 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

原則として建設業に従事するすべての従業員を対象とするもの

退職一時金制度

- ・中小企業退職金共済制度・特定退職金共済組合の加入証明書
- ・労働協約若しくは就業規則（10人以上使用している場合、労働基準監督署への届出の確認が出来るもの。適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払方法、支払時期に関する定めがあること。）

企業年金制度

- ・厚生年金基金加入証明書又は適格退職年金契約書
- ・確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書（確定拠出年金の場合）
- ・企業年金基金の発行する加入証明書（基金型企業年金）又は資産管理運用機関の発行する加入証明書（規約型企業年金）（確定給付企業年金の場合）
- ・企業型年金（個人年金）の加入証明書（責任開始期が分かる書類も含む）

⑥ 項番 4 6 法定外労働災害補償制度加入の有無

- ・（財）建設業福祉共済団加入証明書、（社）全国建設業労災互助会加入証明書、保険証券又は保険契約書、保険会社の加入証明書で、下請担保の表示、通勤災害担保の表示、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象としていることが確認できるもの（準記名式の場合は国の労働災害補償保険に併せて加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の保険料を納付済みであること。）

⑦ 項番 5 6 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

- ・手続開始の決定日を証明する書面
- ・手続終了の決定日を証明する書面（官報の写し等）

⑧ 項番 5 7 防災活動への貢献の状況（審査基準日に加入していることが確認できるもの）

- ・防災協定の写し
- ・社団法人等の団体が地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や加入証明書等。どの自治体と締結しているかわかる証明とすること。）

⑨ 項番 6 0 監査の受審状況

- ・会計参与設置会社においては、商業登記簿（写し可）
- ・登録経理講習を受講したことがわかるもの ※
（公認会計士、会計士補、税理士、一級登録経理試験の合格者は、建設業に従事する常勤職員であること）

⑩ 項番 6 1・6 2 公認会計士等数

- ・建設業経理事務士（1～2級）、公認会計士、会計士補及び税理士の資格を有する者の資格証明の写し、登録経理試験の合格証書及び当該職員の常勤性が確認できる書類
- ・登録経理講習を受講したことがわかるもの ※

⑪ 項番 6 4 建設機械の保有状況

- ・売買契約書、リース契約書等及び特定自主検査記録表（審査基準日を含む事業年度に検査を行ったものに限る）
- ・ダンプ車の場合、自動車検査証（電子車検査の場合、自動車検査証記録事項も添付）

⑫ 項番 6 5・6 6・6 7 国または国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

- ・エコアクション21
一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」
- ・（財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を証明する書類（ISO9001、14001認証登録証明書）の写し
- ・活動内容に建設業が含まれていること
- ・建設業法上の従たる営業所のすべてが認証範囲に含まれていること